

第35回 X線撮影室での転倒

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎
黒木法律事務所 弁護士 加畠裕一朗

Q. ケース1 X線画像撮影中の転倒

患者A（70歳・女性）は、日常生活で「めまい」に悩んでおり、甲病院を受診したところ、担当の医師Bは、Aの耳介部のX線撮影を指示した。ところが、Aは撮影中に突然「めまい」が発生して転倒し、負傷した。その結果、Aは他院で治療中である。

Aは「めまいがしていると伝えたにもかかわらず、検査を受けさせられ、転倒して負傷したのだから、病院に責任がある。」と主張して、甲病院に治療費の賠償を請求してきた。甲病院は、どのように対応すべきか。

ケース2 X線画像撮影後の転倒

道路歩行中に転倒して左下肢を痛めた患者C（90歳・男性）は、杖をつきながら、一人で乙病院を受診した。その際、乙病院の職員が、院内転倒防止のために車椅子の使用を勧めたが、Cは「杖を使えば自力歩行が可能であるから車椅子は不要である」と述べて断った。

医師Dは、Cの左下肢のX線撮影を指示し、撮影は無事に終了した。ところが、撮影後の着替えのためCが丸椅子に座り、靴下を履こうとして左足を右脚の上に乗せた際、バランスを崩して左前方に転倒し、大腿骨骨折の大怪我をした。そのため、乙病院では、ただちにCを他院に搬送し入院治療を受けさせた。その後、Cの家族は乙病院に対し、「病院内で起きた事故だから病院に責任がある。最低でも入院治療費を出して欲しい。」と要求してきた。乙病院は、どのように対応すべきか。

A. ケース1

【結論】

甲病院には損害賠償責任があるので、Aの治療費を支払うべきである。

【理由】

Aがめまいを訴えて受診していることから、医師Bは、Aが検査中にめまいを起こすことも予見できた筈である。従って、X線撮影時の転倒を防止するため、B医師から放射線技師に具体的な対策を指示すべきであったが、何らの指示もしていない。よって、過失があると言わざるを得ない。

ケース2

【結論】

乙病院には、入院治療費の支払義務はない。

【理由】

Cは歩行中に転倒して左下肢を痛めたにもかかわらず、杖を使った自力歩行が可能であると述べ、乙病院職員からの車椅子使用の勧めを断っている。この事実から考えると、医師DがX線撮影時の転倒を予見することは困難である。また、X線撮影後、Cが靴下を履くに際して左足を右脚の上に乗せているが、靴下を履くためにこのような不安定な体勢をとる必要はなく、前屈して靴下を履けば転倒することはなかつたと考えられる。従って、Cの転倒は、Cの自己責任であって、乙病院に責任はない。

質疑応答

医師：高齢の患者が増えたため、院内転倒事故も増える傾向があります。

弁護士：患者の病状や年齢・外見などから、病院が患者の転倒を予想できるケースでは、病院が適切な転倒防止措置をとる義務が生じます。

医師：今回のケースでは、ケース1とケース2で結論が分かれていますが、どこがポイントでしょうか。

弁護士：ポイントは2点あります。第1のポイントは、転倒事故の予見可能性です。ケース1は、めまいを訴えて受診した患者ですから、X線撮影中にめまいを起こして転倒することは、容易に予想できます。

医師：なるほど。しかし、ケース2でも、患者が杖をつきながら外来を受診していますから、患者の転倒は予想できたと言われてしまいそうです。

弁護士：一般論として、杖についている人が歩行中に転倒する恐れは、通常人よりも大だとは言えます。しかし、ケース2は、歩行中の転倒ではなく、着替え中の転倒ですから、杖歩行とは関係がありません。

医師：つまり、Cが丸椅子に座って靴下を履く際に、左足を右脚の上に乗せるという不安定な姿勢をとったことが転倒原因だということですね。

弁護士：そうです。このようなCの行動は予見できませんから、病院側がこれを事前に予想して対策を取ることは、不可能だと思われます。

医師：なるほど。それでは、第2のポイントは、何でしょうか。

弁護士：第2のポイントは、転倒事故の回避可能性です。つまり、病院側が具体的にどのような対策を取っていれば、転倒を回避できたかが問題となります。

医師：ケース1では、めまいを訴えているAのX線画像を撮影する際に、どうやって転倒を防げば良かったのでしょうか。

弁護士：撮影中の転倒防止対策としては、座位や仰臥位での撮影が理想です。しかし、それが困難な場合でも、放射線技師が患者に手でつか

まる場所を指示し、撮影が終了するまでずっとつかまってもらえば、転倒の可能性は、ほぼ解消すると思われます。

医師：そうすると、ケース1の場合、医師から放射線技師に対し、めまいの患者だから、転倒防止対策を取れという具体的な指示があれば、転倒を防げたかも知れませんね。

弁護士：そうですね。患者の転倒リスクに関する情報が医療者間で共有されていなかったことが、ケース1の反省点でしょうね。

嬉しいお知らせ

先月号の最新・医事紛争Q&A第34回「治療費未払とカルテ開示請求」で取り上げた事件は、フィクションではなく、現実の紛争事件でしたが、この度、めでたく円満解決となりましたので、ご報告致します。

相談の要点は、長期入院していた高齢患者が死亡し、多額の未払治療費が残ったので、病院から遺族に請求したところ、逆に、遺族からカルテ開示や死因の説明を求めてきたという事件でした。

私共の回答の要旨は、「①カルテの開示請求には応じること、②遺族の疑惑を解消するため、遺族の質問にはきちんと文書で回答すること、③治療費の分割弁済の希望があれば、可能な限りの分割弁済を認めること」でした。

病院がその通り実行したところ、遺族の代表者から病院宛に次のような礼状が来たそうです。

「この度は、丁重なご回答をいただき誠に有難うございました。お陰様で当初抱いておりました疑惑はなくなりました。お世話になりましたが、失礼な質問を投げかけたことをお詫びします。…なお、治療費の残金の件ですが、別紙のとおり返済計画を作成しましたので、ご検討下さい。」

これで、遺族との紛争は全面解決となりました。私共のQ&Aの回答が、現実の事件の迅速な解決につながったことは、本当に嬉しいことです。

